

# CLAIR REPORT

## 韓国における防災体制について

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 210 (August 11, 2000)

Council of Local Authorities  
for International Relations



財團  
法人

自治体国際化協会

## 目 次

はじめに.....	1
第1章 韓国における災害の状況.....	2
第2章 韓国における防災対策推進体制	
第1節 防災対策の法体系.....	6
第2節 防災組織体制.....	7
第3章 自然災害対策	
第1節 自然災害収拾組織体制.....	10
第2節 自然災害対策のための計画.....	13
第3節 風水害応急対策の実際.....	15
第4章 人為災害対策	
第1節 人為災害収拾組織体制.....	18
第2節 緊急救助救難体制.....	20
第3節 人為災害対策のための計画.....	23
第4節 人為災害の予防.....	24
第5章 民防衛制度の概要.....	27
参考文献.....	30

## はじめに

1998年そして1999年の2年に渡り、韓国は夏季に大規模水害に見舞われた。被害に対しては、多くの日本の姉妹都市から韓国側へ見舞金が相次いで送られたことに象徴されるように、日本の自治体からも韓国における防災への取組みに大きな関心が寄せられるとともに、日韓の自治体双方にとって「防災」の必要性の認識を再度促す契機ともなった。

本レポートは、災害の発生に関して、現在、韓国が置かれている状況を確認とともに、それらを克服するために構築されている防災体制について、その概要を紹介するものである。災害発生の傾向や社会的背景の違いから、韓国の防災体制とわが国のそれとが、一定の差異を有するのは当然の帰結であると言わざるを得ない。しかし災害予知の実効性が保証しきれないものである以上、地方自治体においても災害への対処法についてより多くの実例を把握しておくことは、実効的かつ円滑な防災体制の構築・運営を行う上での一助になり得るものである。本文の中で詳しく述べるが、わが国と比較して、韓国では自然災害の中で風水害による被害が圧倒的に多い。従って現在の韓国における自然災害に対する防災体制は、一義的には風水害被害を最小限に防ぐために最も効果的に構築されている。また1990年以降、人為災害が多発したことを受け、人為災害対策のための法体系が、自然災害のそれとは別途に定められていることも韓国の防災体制の特徴である。こうした、わが国の隣国である韓国の災害対応の状況を理解しようとする上で、わずかながらでも導入部分としての役割を果たすことができればというのが本レポート作成の主旨である。

防災分野がカバーする範囲は極めて広く、本レポートでは、それらを万遍なく紹介するのではなく、防災組織など、全ての防災分野に共通するとともに、防災施策を展開する上での基本となる「防災体制」について報告することとした。またレポートの内容を簡潔なものとするため、韓国の地方制度の概要については逐一説明することを避けている。以上の点についてご了解いただければ幸いであると同時に、後者については、自治体国際化協会ソウル事務所が発行する「韓国の地方自治概要」をご参照いただきたい。

なお、本稿は1998年4月から2年間、自治体国際化協会ソウル事務所に在籍した田中 彰が執筆を担当した。

最後に本レポートの作成に当たり、情報提供等にご協力いただいた関係機関の方々に、この場を借りて感謝申し上げたい。

## 第1章 韓国における災害の状況

### 1 自然災害被害

近年、地震による被害がほとんど発生していない(※)韓国における自然災害被害は、ひょう、落雷といったわずかな例外を除き、専ら台風、暴風雨等の風水害による被害である。表1は過去10年間の自然災害による人命被害・罹災者数をその原因別に分類したものであり、表2は過去10年間の人命被害の推移を表したものである。

表1 最近10年間(1989年～1998年)の自然災害被害の原因別分類

原因	死者・不明者数	罹災者数
台風	305人	58,287人
豪雨	951	313,992
暴風	258	23,273
ひょう・あられ	5	0
落雷	4	0
津波	0	273
大雪	2	410
暴風雪	35	12,917
暴風雨	14	3,298
豪雨暴風	3	64
豪雨台風	65	24,146
海水氾濫	0	1,114
合計	1,642	437,774

(韓国行政自治部「1998年災害年報」)

表2 最近10年間(1989年～1998年)の自然災害による人命被害の推移 (単位:人)

年	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	合計
死者・不明者数	307	257	240	40	69	72	158	77	38	384	1,642

(韓国行政自治部「1998年災害年報」)

参考までに、日本における自然災害による人命被害の状況を見てみると、1988年から1997年の過去10年間で、7,631人の死者・行方不明者が発生している。ただ、この数値には、1995年の阪神・淡路大震災による死者・行方不明者6,433人、1993年の北海道南西沖地震による死者・行方不明者230人をはじめ、地震による死者・行方不明者が6,669人含まれており、これを除いた地震以外の自然災害による死者・行方不明者は、過去10年間で962人となっている。

従って「地震」という、日韓両国の比較を行う上で、これまでのところ日本側にのみ甚大な人命被害をもたらしている自然災害要因を除いた上で比較を行うと、

日本では過去10年間に風水害を中心に、年平均96.2人の死者・行方不明者が発生しているのに対し、韓国では、これを上回る年平均164.2人の死者・行方不明者が発生しているということになる。これは、日本が韓国の人口規模の約2.7倍であることを加味して考えるならば、韓国では地震以外の風水害を中心とした人命被害が、毎年、日本の約4.6倍の割合で発生しているということができ、韓国における風水害被害の深刻さが確認できる。

表3は、過去に発生した豪雨、台風災害を、その被害額の大きさの順に整理したものである。韓国における大規模風水害被害の発生頻度の高さ、また、近年において比較的被害規模の大きい災害が発生している状況が伺える。

表3 過去における主な豪雨・台風被害

主要被害原因	主要被害地域	被害額(千ウォン)	死者・ 不明者数	罹災者数
1998年集中豪雨 7/31-8/18	全国(済州を除く)	1,247,817,345	324人	24,531人
1990年集中豪雨 9/9-9/12	ソウル・京畿・江原・忠北	731,223,072	163	187,265
1987年台風 7/15-7/16	南海・東海	597,071,748	345	99,516
1995年集中豪雨・台風 8/19-8/30	京畿・江原・忠南・忠北	548,871,215	65	24,146
1987年集中豪雨 7/21-7/23	中部	502,773,892	167	50,472
1996年集中豪雨 7/26-7/28	京畿・江原・仁川・ソウル	498,371,507	29	16,933
1989年豪雨 7/25-7/27	忠南・忠北・全南・全北・慶南・慶北	430,923,274	128	54,041
1991年台風 8/22-8/26	釜山・江原・慶北・慶南	316,135,642	103	20,757
1998年台風 9/29-10/1	大邱・蔚山・全北・全南・慶北・慶南	274,871,814	57	4,872
1984年集中豪雨 8/31-9/4	ソウル・京畿・江原	250,363,854	189	355,316

◇過去における被害額は、1998年の価格を基準に算定。

(韓国行政自治部「1998年災害年報」)

#### ※ 韓国における地震

歴史的記録によると李氏朝鮮時代の15世紀から18世紀にかけて地震活動が活発になり、特に慶州地域で発生した地震では100余人に死者が発生したとの記録が残されている。地震計による観測を開始した20世紀以降には、人命被害を伴う地震被害は発生しておらず、建物被害を伴う震度5以上の地震が8~10年に1回の割合で発生している。また人が感じることのできる有感地震は、年に8~9回の頻度で起こっている。

## 2 人為災害被害

韓国では、後述するように、人為災害への対応を自然災害へのそれとは異なる法体系の下に推進している。これは韓国で起こった急激な産業化、都市化現象に呼応し、1990 年以降、規模の大きな人為災害が頻発したことによるが、過去 10 年間の主な人為災害の発生状況をまとめたものが表 4 である。

また発生件数の最も多い人為災害である、「火災」及び「交通事故」による人命被害の過去 10 年間の推移を表したもののが表 5 である。参考までに日本では、1998

表 4 1990 年以降の主な人為災害の発生状況

事 故 名	事故年月日	発生場所	被 害 状 況	原 因
釜山臼砲列車脱線事故	1993. 3. 28	釜山市北区	死亡 78 名、負傷 105 名	工事による地盤沈下
アシアナ旅客機墜落事故	1993. 7. 26	全羅南道海南郡	死亡 66 名、負傷 44 名	無理な着陸強行等
西海フェリー沈没事故	1993. 10. 10	全羅北道扶安郡	死亡 294 名	定員超過等
忠州湖遊覧船火災事故	1994. 10. 24	忠清北道丹陽郡	死亡 29 名、負傷 33 名	エンジン加熱
聖水大橋崩壊事故	1994. 10. 21	ソウル市	死亡 32 名、負傷 17 名	不正工事管理不備
阿仙洞都市ガス爆発事故	1994. 12. 7	ソウル市麻浦区	死亡 12 名、負傷 101 名	ガス漏出
大邱地下鉄工事現場ガス爆発	1995. 4. 28	大邱市達西区	死亡 101 名 負傷 176 名	工事現場管理不備
三豊百貨店崩壊事故	1995. 6. 29	ソウル市瑞草区	死亡 502 名 負傷 937 名	不正工事複合的過荷重
京畿女子技術学院火災	1995. 8. 21	京畿道龍仁市	死亡 40 名、負傷 13 名	放火
果川競馬場事故	1996. 2. 11	京畿道果川市	負傷 341 名	消化器爆発誤認待避
南漢江バス墜落事故	1996. 4. 3	京畿道楊平郡	死亡 22 名、負傷 37 名	カーブでの運転不注意
南原鉄道路踏切追突事故	1997. 3. 24	全羅北道南原市	死亡 16 名、負傷 16 名	踏切上バス停止
大韓航空機墜落事故	1997. 8. 6	グアム	死亡 229 名、負傷 25 名	調査中
嶺東高速道路バス衝突	1998. 10. 23	江原道平昌郡	死亡 12 名、負傷 22 名	中央線侵犯
釜山ゴールドプラザ火災	1998. 10. 29	釜山市西区	死亡 27 名、負傷 16 名	電気配線過負荷
華城シーランド火災	1999. 6. 30	京畿道華城郡	死亡 23 名、負傷 5 名	防火設備不備
仁川ビアホール火災	1999. 10. 30	仁川市中区	死亡 56 名、負傷 81 名	防火設備不備

年における火災による死者者は 2,077 人、また交通事故による死者者は 9,211 人である。1998 年に関して日韓両国の事故による人命被害状況を比較すると、同じ人口規模の下では、韓国における火災による死者の発生率は日本の約 65.6%に留まり、逆に交通事故では約 2.6 倍の死者者が発生することになる。

表 5 火災及び交通事故による死者者数の推移

年	火 災	交 通 事 故
1989	447 人	12,603 人
1990	348	12,325
1991	525	13,429
1992	510	11,640
1993	573	10,402
1994	555	10,087
1995	571	10,323
1996	589	12,653
1997	564	11,603
1998	505	9,057

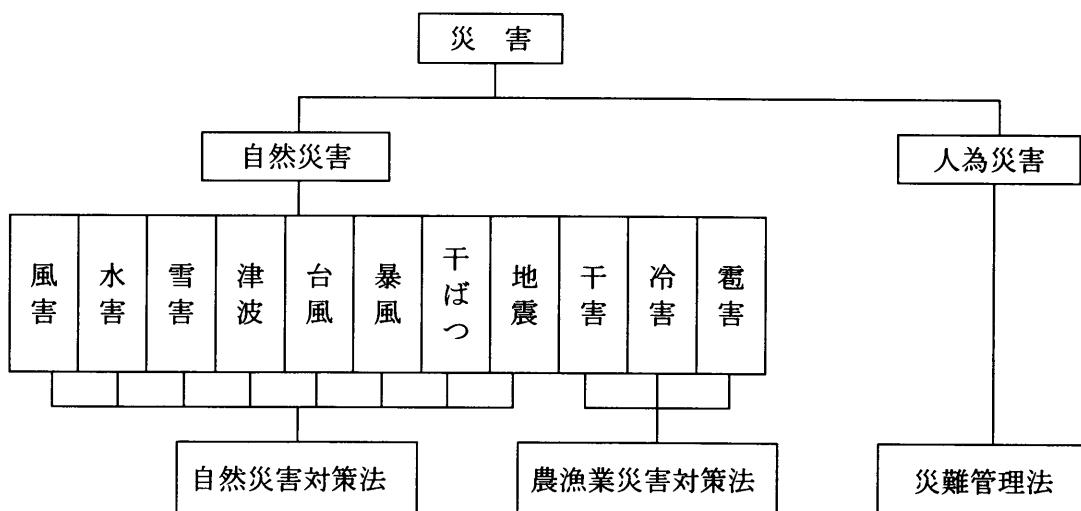
※火災には山火事を含まない。

## 第2章 韓国における防災対策推進体制

### 第1節 防災対策の法体系

わが国の防災対策の法体系が、「災害対策基本法」を唯一の基本法として定めているのに対して、韓国では「自然災害対策法（農漁業被害に関するものは「農漁業被害対策法」）」、「災難管理法」の2つを基本法として定めている。これは韓国では防災行政を、一般に「災害」と呼ばれる自然災害と、「災難」と呼ばれる人為災害とに分類し、推進していることによるものである（図1）。

図1 韓国における災害の分類



自然災害対策法は、災害の定義として「台風、洪水、豪雨、暴風、津波、暴雪、干ばつ、地震およびその他これに準ずる自然現象によって発生する被害」と規定し、一方、災難管理法は災難を「火災、崩壊、爆発、交通事故、化生放事故、環境汚染事故等、国民の生命と財産に被害を与える事故で、自然災害でないもの」と規定している。人為災害が自然災害とは別の法体系の下で推進されるに至ったのは、前述したとおり、1990年以降、韓国において大規模人為災害が頻発し、人為災害対策の一層の充実を求める気運が高まっていた中で、1995年の三豊百貨店の崩壊事故が起こったことが直接の契機となった。これら2法は、自然災害中、被害の規模がそれほど大きくない生物学的災害と準自然的災害、また人為災害中、防災行政次元では扱うことが難しい資源不足と政治社会的災難を除いた、一般的な災害災難中、特に韓国において頻繁に発生し、国家的次元から関心を傾けるべき災害災難について防災行政の範囲を設定している。

なお災害災難の範囲を、戦時及び準戦時といった政治社会的災難まで含めて捉えるならば、民防衛事態に対処するために制定された「民防衛基本法」を加えた3元的法体系を基盤に、防災対策の法体系が構築されていると見ることもできる。これら韓国における広義の防災関連法体系の全体をまとめたものが表6である。

なお韓国における民防衛制度については、第5章においてその概要を説明する。

表6 韓国における防災関連法体系

区分	民防衛事態	自然災害	人為災害
根拠法	民防衛基本法	自然災害対策法 農漁業被害対策法	災難管理法
管理組織	行政自治部 民防衛災難管理局	行政自治部 民防衛災難管理局	行政自治部 民防衛災難管理局
審議収拾機構	民防衛協議会	災害対策委員会 災害対策本部	安全対策委員会 事故対策本部
災難対応	災難管理法(緊急救助救難本部)、行政自治部消防局		

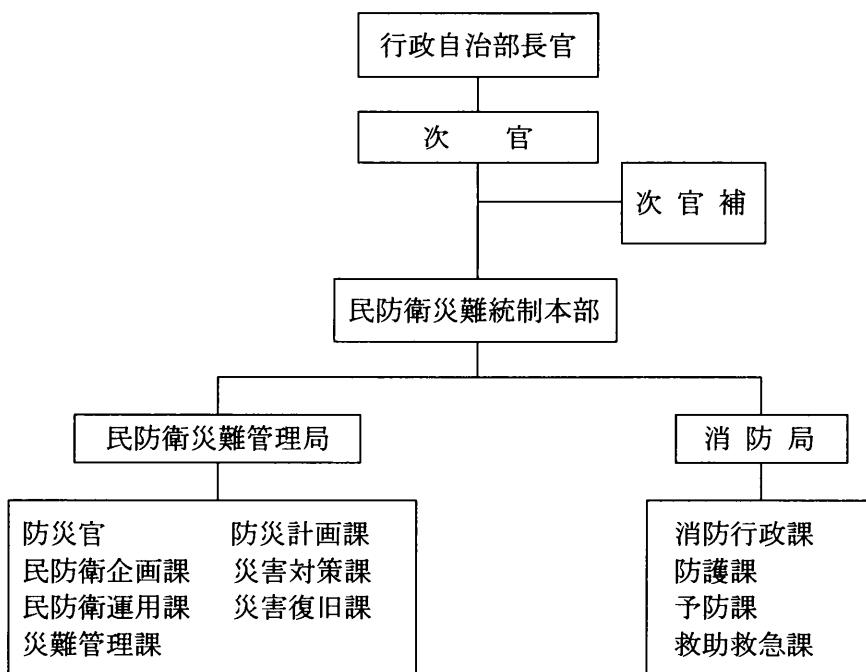
## 第2節 防災組織体制

### 1 防災行政機構

#### (1) 中央政府

防災行政の中央政府レベルでの主管組織は行政自治部であり、民防衛災難管理局及び消防局から構成される民防衛災難統制本部が、韓国の防災行政全般に関する事務を所掌している(図2)。以前、韓国における防災対策は、約30年の間、建設部が所管してきたが、1991年、地方行政組織及び民防衛組織との連携を図るため、当時の内務部(現 行政自治部)に移管された。

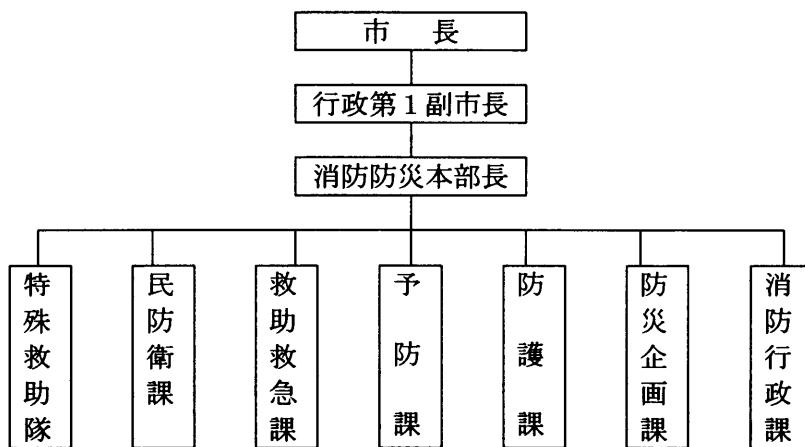
図2 韓国中央政府の防災行政機構図



## (2) 地方自治体

中央政府の組織と同様、災害・災難の類型を基本とし、各地方自治体の状況により、局または課単位の組織において防災関連事務が遂行されている。具体的な例としてソウル特別市の組織体系を紹介すると次のとおりである(図3)。

図3 ソウル特別市の防災行政機構図



## 2 防災対策審議組織

### (1) 民防衛協議会

中央民防衛協議会は、民防衛事態及び自然災害に関する総括組織であり、国務総理を委員長とし、財政経済部長官及び行政自治部長官を副委員長とする20名以上30名以内の委員により構成されている。中央民防衛協議会は、民防衛基本計画を審議し、民防衛に関する各中央官署間の業務を調整する機能を有する。また中央民防衛協議会の下に、民防衛企画、災害対策、災害救護対策、農漁業災害対策、放射能災害対策の各分科委員会が設けられ、関係中央機関の長を委員長(※)として、それぞれが所管する基本計画及び付議事項の審査を行う。

地方においては、地域別の民防衛業務に関して必要な事項を審議するため、広域自治体の長(ソウル特別市長・広域市長・道知事)をそれぞれ委員長とする市道民防衛委員会、基礎自治体の長(市長・郡守・区庁長)を委員長とする市郡区民防衛委員会、更に住民に最も近い行政単位である邑面洞民防衛委員会(委員長は邑・面・洞長)が設置されている。

※ 分科委員会の委員長は、民防衛企画委員会及び災害対策委員会については行政自治部長官、災害救護対策委員会は保健福祉部長官、農業災害対策委員会は農林部長官、放射能災害対策委員会は科学技術部長官がそれぞれ就任する。

## (2) 安全対策委員会

災難管理法が制定される以前には、各所管部署において行われてきた人為災害対策を、現在では、安全対策委員会において総括管理するシステムが構築されている。安全対策委員会が設置されたことで、韓国においては、自然災害と人為災害とで、それぞれ異なる審議組織を有することになった。

「中央安全対策委員会」は、国務総理を委員長として、人為災害の予防、収拾、その他人為災害に関する政府政策の審議・総括調整及び各部署が履行する安全管理業務に関する協議・調整等を行う、人為災害対策に関する総括組織である。なお委員には、財政経済部、行政自治部、国防部、産業資源部、情報通信部、環境部、保健福祉部、労働部、建設交通部、科学技術部等の各長官、また大統領が定める中央行政機関の長、委員長が指名する関係機関の長・学識経験者等により構成される。

地方においては、地方自治体が管轄する地域での人為災害に関する政策の審議・総括調整を行い、安全管理業務推進に際し協議・調整等を行う、地域安全対策委員会が置かれている。広域自治体では「市・道 安全対策委員会」がこれに相当し、委員長には広域自治体の長が、委員には、広域自治体の人為災難担当局長、消防本部長、また当該市道を管轄区域とする地方警察庁長、当該市道の管轄区域内に所在する軍部隊の地域司令官として国防部長官が指定する者、当該市道の教育監、当該市道内の関係機関の長・学識経験者等が充てられる。一方、基礎自治体には「市・郡・区 安全対策委員会」が置かれ、委員長には基礎自治体の長が、委員には、当該市郡区を管轄区域とする消防署長、警察署長、当該市郡区の管轄区域内に所在する軍部隊の地域司令官として国防部長官が指定する者、当該市郡区の教育長、当該市郡区内の関係機関の長・学識経験者等が充てられる。

## ③ 災害収拾組織・緊急救助救難組織

上記①、②のほか、災害応急対策の総括・調整を行う災害収拾組織、災難初期段階における人命救助関連事項を総括する緊急救助救難組織があるが、これら組織については、以下の自然災害対策及び人為災害対策の節でそれぞれ紹介する。

## 第3章 自然災害対策

### 第1節 自然災害収拾組織体制

#### 1 災害対策委員会

中央民防衛協議会の分科委員会の中で、防災基本計画をはじめとする自然災害に対する政策の審議、調整機能を果たしているのが「中央災害対策委員会」であり、自然災害対策法の規定により設置されている。委員長は行政自治部長官が務め、関連部処の次官、有識者等 23 名以内の委員により構成される。なお関連部処とは、財政経済部、国防部、教育部、科学技術部、文化観光部、農林部、産業資源部、情報通信部、保健福祉部、環境部、労働部、建設交通部、海洋水産部、企画予算処の 14 部処をいう。また有識者とは、災害対策に関する学識と経験が豊富な者の中から委員長が委嘱した者である。委員会の行う業務としては、①防災基本計画の審議、②各級防災計画の調整、③中央民防衛協議会の分科委員会としての業務遂行等が挙げられている。

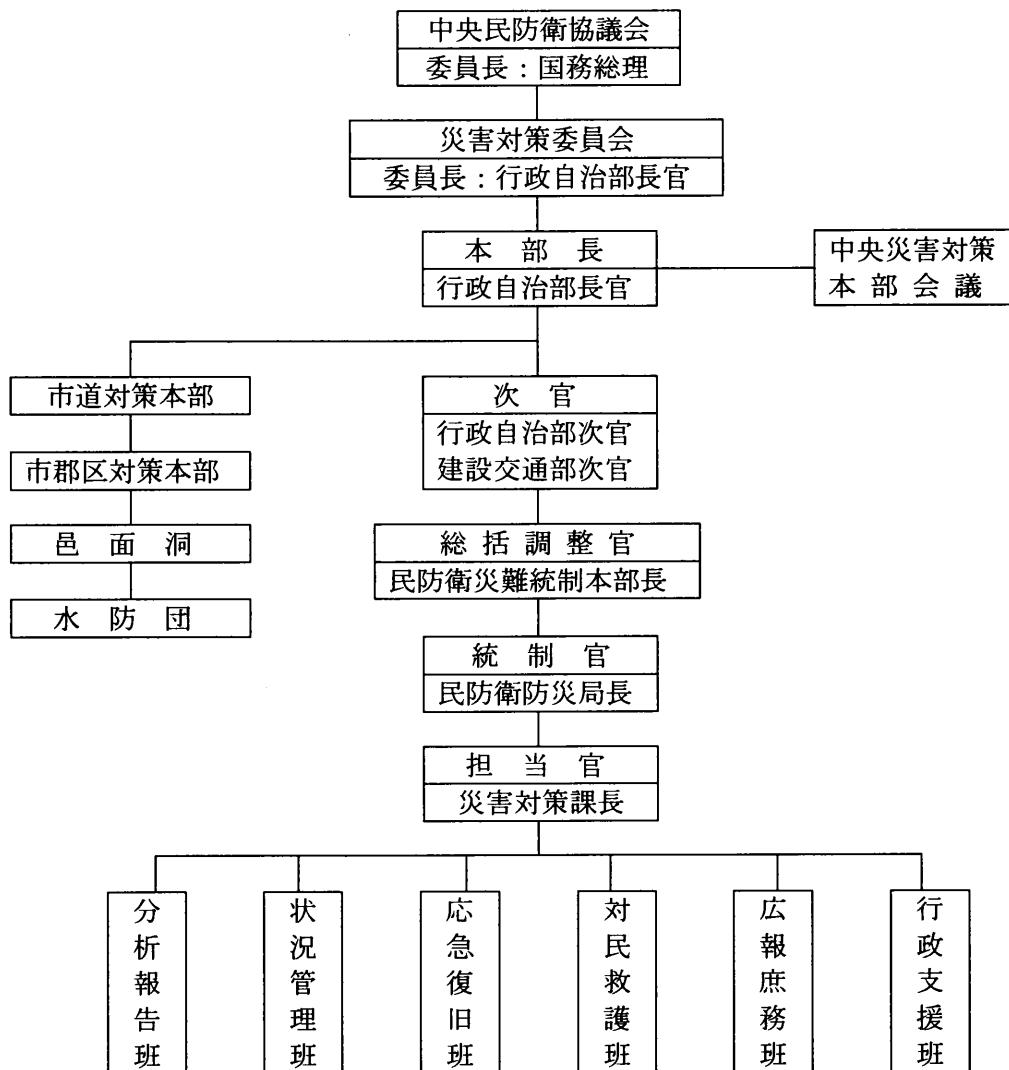
なお地方自治体では、広域自治体においては、市長・道知事を委員長とする市道災害対策本部が、基礎自治体においては、市長・郡守・区庁長を委員長とする市郡区災害対策本部が設置されている。

#### 2 災害対策本部

災害が発生、または発生するおそれのある場合には、中央行政機関、地方自治体等が実施する災害応急対策を総括調整し、災害発生状況の調査及び復旧について必要な措置をとるための災害収拾組織である「災害対策本部」が設置される。国レベルでは中央災害対策本部が、地方レベルでは地域災害対策本部が構成される。

中央対策本部長には行政自治部長官が、また次長には、行政自治部次官及び建設交通部次官が就任する。またその下に、総括調整官、統制官、担当官が置かれ、それぞれ行政自治部民防衛災難統制本部長、同民防衛防災局長、同災害対策課長が充てられる(図 4)。中央対策本部の業務としては、①災害対策に関する各部処及び地方災害対策本部の総括調整、②災害予防、状況管理及び応急処置、③災害復興計画の樹立及び施行、④災害救護及び災害復旧費用負担基準の作成が挙げられている。中央対策本部は、各部処局長級職員 24 名により構成される中央災害対策本部会議を招集することができ、また担当官以下実質的災害対策を遂行する 6 個の実務班を運用する。

図4 中央災害対策本部の組織



勤務体制であるが、平時においては行政自治部防災局所属の職員として、交代で24時間の当直勤務に当たる。なお平時であっても、毎年6月15日から10月15日までの雨季にあっては、行政自治部、気象庁、韓国電力公社、韓国水資源公社の各所属職員が合同で当直勤務を行うこととしている。

非常時の勤務体制であるが、以下の3段階に分けて体制が定められている(表7)。非常勤務体制の開始及び解除の決定、実務班の編成運用については、災害状況を勘案して統制官(民防衛防災局長)が調整することとなっている。

地方災害対策本部長には、広域自治体にあっては市長・道知事が、基礎自治体にあっては市長・郡守・区庁長が充てられ、①災害予防、災害状況調査及び災害復旧に関する事項の総括調整、②管轄区域内の災害応急対策の総括調整及び執行、③災害発生時の応急措置をその業務として行う。本部長の下には、次長、統制官、補佐官、担当官、分担官が置かれ、表8のとおり、該当する地方自治体の職員が充てられることになっている。

表7 中央災害対策本部における非常勤務体制

勤務体制	気象(被害)状況	非災害期間	災害期間(6.15~10.15)
準備体制	・豪雨または台風注意報発表時 ・暴風、津波、大雪その他の自然災害による被害が予想される場合	勤務人員：4名 民防衛防災局：4名	勤務人員：16名 総括指揮：担当官 民防衛防災局：12名 気象庁、水資源公社、韓国電力各1名
警戒体制	・豪雨または台風警報発表時 ・津波、大雪等により莫大な被害の発生が予想される場合	勤務人員：7名 総括指揮：担当官 民防衛防災局：6名	勤務人員：33名 総括指揮：統制官 民防衛防災局：21名 電算指導課：1名 建設交通部他：6名 気象庁2名、水資源公社、韓国電力各1名
非常体制	・全国大部分の地域で被害が発生した場合 ・地域的に甚大な被害が発生したか、被害の発生が予想される場合	勤務人員：13名 総括指揮：担当官 民防衛防災局：12名	勤務人員：50名 総括指揮：総括調整官 民防衛防災局：23名 国政広報処等：9名 電算指導課：1名 建設交通部他：12名 気象庁2名、水資源公社、韓国電力各1名

表8 地方災害対策本部の構成

区分	広域自治体	基礎自治体
本部長	市長・道知事	市長・郡守・区長
次長	副市長・副知事	副市長・副郡守・副区長
統制官	企画管理室長	災害対策担当局長
補佐官	建設交通局長 民防衛災難管理局長	災害対策担当課長
担当官	災害対策担当課長	災害対策担当課長兼任
分担官	防災係長	防災係長

### 3 水防団

水防団は、住民に最も身近な組織として、災害の予報・予測・伝達・水防・救護等その他災害応急対策を円滑に実施するために設けられている。災害危険地域の洞里または自然部落単位に基礎自治体長(市長・郡守・区庁長)が設置する。団員には、洞里民防衛隊員が充てられ、団長以下、本部及び警戒班、復旧班、救護班の3班体制により15名から50名程度の組織として構成される。具体的な業務としては、①災害事前待備、②災害が発生する憂慮があるか災害が発生した施設または地域に対する視察・警戒・住民待避誘導、③災害応急対策、防災の日行事への参与及び防災上必要な事項等がある。

## 第2節 自然災害対策のための計画

防災計画には、5年ごとに策定される「防災基本計画」、防災基本計画に基づき毎年策定される「防災執行計画」、またこれら沿う形で地方自治体において毎年策定される「地域防災計画」の概ね3つがある。

### 1 防災基本計画

防災基本計画は、自然災害対策の基本目標、分野別基本計画等を定めるものである。その制定手続きは、各中央行政機関の長から提出された計画要求書を基に、まず行政自治部長官が計画案を作成し、中央災害対策委員会の審議を経て、民防衛基本計画の一部の形で国務総理に提出する。その後、国務総理は確定した内容を行政自治部長官に通知し、行政自治部長官は各中央機関の長及び地方自治団体の長にこれを示達する。

1977年から策定されており、現在は1997年から2001年までを対象とした第5次計画により、「災害から安全な営み」という基本理念の下、次の目標・戦略により自然災害対策が推進されている。

#### ◇3大目標

- ・予防第一の自然災害総合対応体制の構築～現行の復旧第一の防災政策を予防第一の防災政策に転換
- ・防災情報体系構築と防災政策の科学化～情報化時代に対応できるような国家 安全システムと連携した最先端の防災システムの構築・運用
- ・防災分野の国際協力事業の積極的な参与と統一に待備した防災政策の樹立

## ◇10 大推進戦略

- ・災害予防事業の持続的投資拡大と災害影響評価制の定着
- ・最適洪水統制及び放流量の決定モデル構築による洪水統制能力の向上
- ・干ばつ及び地震に対する防災体制の確立と耐震設計基準の拡大
- ・防災研究所の設立による科学的な防災行政基盤の強化
- ・気象予報機能の科学化のための局地性予報体制の確立
- ・自然災害低減技術開発のための国際研究事業の推進
- ・国家安全管理システムと連携した災害状況管理の現代化
- ・防災人力の専門化・国際化と防災協会の活性化
- ・国際的防災協力事業への積極的参与と専門人力の養成
- ・北朝鮮の防災実態資料調査と自然災害軽減対策研究

## 2 防災執行計画

防災基本計画を踏まえて、行政自治部長官が年に一度策定するものであり、当該年度に執行する防災政策、防災細部執行計画、地域防災計画の作成基準を設定するものである。防災基本計画に沿って、防災体系、災害の類型に応じた災害予防・応急・復興対策、部処別推進計画等が具体的に示されている。

## 3 地域防災計画

### (1) 市・道地域防災計画

防災基本計画を踏まえて、市・道民防衛協議会の審議を経た上で、市長または道知事が毎年策定するもので、以下の内容が含まれる。市長または道知事は、計画策定の後、行政自治部長官に報告すると同時に、管内の市長・郡守・区庁長に対しこれを示達する。

- ・防災施設の新設及び改築、防災に関する教育・訓練その他災害予防に関する事項
- ・気象及び水門情報、災害に関する予報・警報及び避難対策に関する事項
- ・水防・救助・衛生・給水等、災害応急対策に関する事項
- ・災害復旧に関する事項
- ・災害対策のために必要な人力、施設、物資等の調達及び備蓄・運送及び通信に関する事項
- ・関係指定機関の長が処理する業務に関する事項
- ・その他災害対策に関する事項

### (2) 市・郡・区防災計画

市・道防災計画を踏まえて、市・郡・区民防衛協議会の審議並びに市長・道知事の承認を経て、市長・郡守・区庁長が策定する。内容は、市・道防災

計画に従い当該市・郡・区で推進する細部防災事項である。

### 第3節 風水害応急対策の実際

防災基本計画では、災害の類型別にその予防対策・応急対策・復興対策が定められているが、このうち韓国で最も被害の多い風水害への応急対策について、1999年7月末から8月初旬にかけて発生した集中豪雨及び台風被害への対応を例によりながら、韓国の風水害への対応の実態を紹介する。

#### 1 災害発生の状況

1999年7月23日から8月4日にかけて発生した、集中豪雨及び台風第7号の影響により、韓国全域に渡って死者67名の人命被害及び道路・橋梁の崩壊など1兆490億円の財産被害が発生した。なおこの間、韓国南部地方の巨済では975mm、中部地方の江華では731mm、首都ソウルでは634mmの降雨量を記録した。

【経過】 7月23日～24日	済州地方に集中豪雨発生
7月26日～27日	第5号台風の影響で、慶尚南道、全羅南道等の韓国南部地方に軽微な被害発生
7月29日～30日	韓国南部地域で集中豪雨による被害発生
7月31日～8月4日	京畿、江原北部地方等、韓国中部地方に発生した集中豪雨及び第7号台風の影響で大きな被害発生

#### 2 中央災害対策本部の対応状況

次に本件災害において、中央災害対策本部が実際に行った対応を、以下、時系列で紹介する。

- 7月26日 台風への対処計画を全国へ通報
- 27日 中央災害対策本部長特別指示事項通報
- 29日 災害予防対策強化特別指示
- 31日 気象悪化による中央災害対策本部長緊急指示
- 8月1日 豪雨被害地域応急復旧措置指示  
中北部集中豪雨被害地域民防衛隊員参与促急  
豪雨被害收拾関連大統領指示事項示達
  - － 罷災民救護、防疫対策、被害地域応急復旧等
  - 水害復旧自願奉仕活動推進計画示達
- 8月2日 水害住宅復旧費支援  
災害危険地区、災害危険施設物等再点検・整備実施  
水害地域応急復旧所要重装備現況把握・支援  
死亡家畜初期処理支援

山崩れ、崩壊危険地域に対する特別警戒強化指示  
水害地域感電事故防止広報手続指示  
豪雨被害収拾推進計画示達  
応急復旧自願奉仕者積極活用指示  
零細流通商人浸水被害製品支援協力要請  
ダム被害原因分析及び対策樹立要請  
集中豪雨地域爆発物除去要請  
大統領中央災害対策状況室訪問時支持事項示達  
水害地域復旧装備、救護物品不足内訳把握通報

8月 4日 豪雨被害初期収拾要請  
8月 5日 水害復旧・罹災民救護関連次官会議指示事項通報  
8月 14日 水害住宅初期収拾のための災害復旧費優先支援

### 3 中央官庁部署別措置事項

上記の中央災害対策本部の指示の下、中央政府レベルで行われた主な対策について、以下に部署別に紹介する。

#### [財政経済部]

- ・所得税、法人税、付加価値税等各種税金の申告・納付期間の延長  
告知・滞納税金徵収猶予
- ・30%以上の被害を被った事業者への所得税又は法人税の減免
- ・家計・企業等の水害復旧資金、生活安定資金等に係る金利・保証支援

#### [国防部]

- ・爆発物流失収去
- ・施設復旧等への兵力 850, 488 名ほか装備の導入
- ・748 名の人命救助
- ・その他、洗濯 46, 370kg、給水支援 11, 135 t 等

#### [行政自治部]

- ・地方自治体への応急復旧資金緊急支援(特別交付税 37 億ウォン)
- ・水害地域自願奉仕臨時センター 6 か所設置
- ・民防衛隊 27, 575 名、公共勤労者 905, 394 名の動員
- ・消防隊 13, 414 名ほか装備の導入(人命救助 5, 220 名)
- ・警察 96, 515 名ほか装備の導入(人命救助 309 名)
- ・水害地域交通管理
- ・治安サービスセンター設置運用

### [農林部]

- ・浸冠水農作物等病害虫防除予算支援
- ・被害地域に農業機械修理支援団派遣(15班30名)
- ・民官合同家畜防疫機動班編成運用(119班1,541名)
- ・農林施設被害復旧営農技術支援団稼動(9班369名)

### [産業資源部]

- ・水害地域浸水家屋定期安全点検(11,702家庭)
- ・水害地域ガス施設安全点検(14,267家庭)
- ・自動車無償点検及び故障診断(3,019件)
- ・家電製品特別巡回サービス(16,686件)
- ・零細企業・中小企業に対する経営安定資金支援(1企業当たり5億ウォン限度)

### [情報通信部]

- ・被害地域無料電話提供(189台)
- ・被害地域有線電話料金減免・徴収猶予
- ・電話機無償修理

### [保健福祉部]

- ・水害地域罹災民に係る医療保険料、年金保険料の減免
- ・防疫消毒8,410回、予防接種35,610名実施
- ・水害地域機動医療編成支援班編成(50班5,095名)

### [環境部]

- ・水害地域緊急飲用水支援
- ・水害地域ごみ処理
- ・上水道施設早期復旧技術支援班派遣(2班16名)

### [労働部]

- ・産業安全、保健専門家による災害予防支援チームの構成
- ・安全保健施設の復旧改善のための補助金支援の拡大(対象企業数の拡大等)

### [建設交通部]

- ・水害復旧・救護品支援車両の高速道路通行料免除
- ・水害地域公共施設・共同住宅安全点検実施

## 第4章 人為災害対策

### 第1節 人為災害収拾組織体制

人為災害の収拾組織は、災害の類型別に多元化され、一義的には所管部署が収拾並びに復旧責任を有していることは、韓国においても日本と同様であるが(表9)、複合的な対応人力や装備の確保、また統一した指揮体系の必要から、大規模な人為災害においては、部署横断的な収拾組織が編成される点に特徴が見られる。

表9 人為災害の類型別収拾機関

災 難 類 型	収 拾 主 務 官 庁
建築物火災事故	行政自治部
山林火災	行政自治部、山林庁
産業安全事故	労働部
ガス・電気事故、鉱山事故	産業資源部
建築工事、道路、橋梁、河川、堤防等 崩壊事故	建設交通部
有毒物等 水質汚染事故	環境部
放射能事故	科学技術部
航空機事故	建設交通部
列車事故	建設交通部(鉄道庁)
浅薄海難事故	海洋水産部
自動車、海洋汚染事故	行政自治部、海洋水産部

#### 1 事故対策本部

大統領が定める大規模災害(※)が発生した場合、発生した災難の類型に従い、主務官庁の長の下に「中央事故対策本部」が設置され、災害の収拾に必要な措置を講ずる。中央事故対策本部の長には、主務官庁の長官が充てられ、財政経済部、行政自治部、国防部、保健福祉部の各次官及び本部長が必要と認める関係中央行政機関の公務員により構成される。また事故対策本部においては、行政自治部民防衛災難統制本部長が総括調整官として、また民防衛災難管理局長が統制官として、具体的な災害収拾に当たることになる(図5)。

※ 大統領が定める大規模災害とは、①人命及び財産の被害の程度が甚大で、その影響が広範囲に及び、政府次元の総合的な対処が必要な災害、②これに準ずる

災害で中央安全対策委員会委員長が、中央安全対策本部の設置が必要と認める災害のことをいう。

図 5 中央事故対策本部の組織

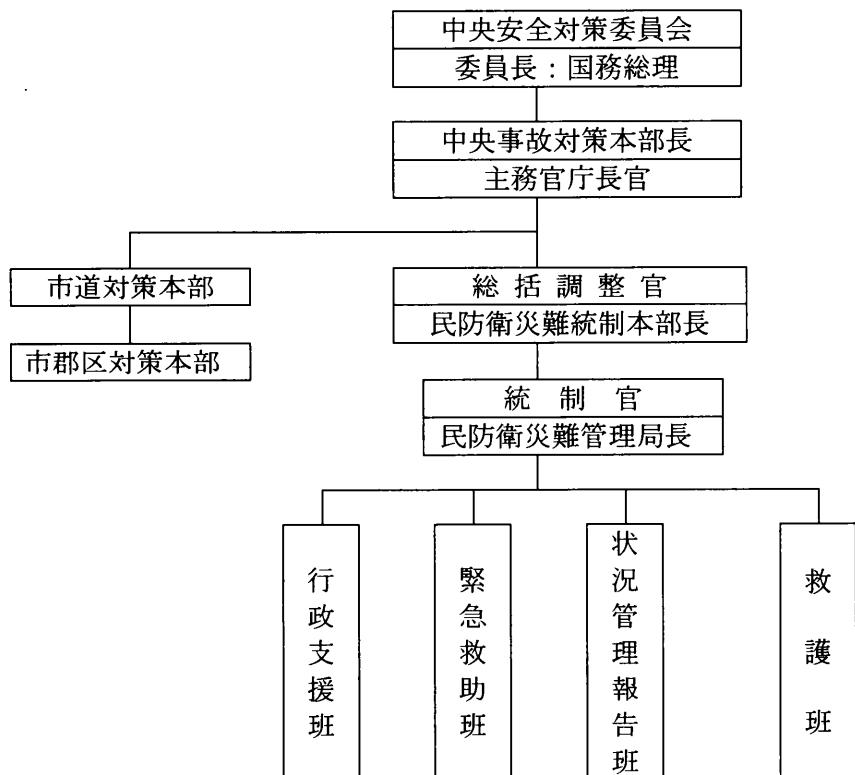


表 10 中央事故対策本部班別担当業務

班	行政支援班	緊急救助班	状況管理報告班	救護班
業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政指揮業務 総括</li> <li>・指示事項措置</li> <li>・地域事故対策本部職員派遣・建議事項処理</li> <li>・関係機関への協力事項把握・要請</li> <li>・税制・財政支援方案等検討報告</li> <li>・民心動向把握分析・対国民広報等報道資料配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助支援</li> <li>・現場警戒区域設定</li> <li>・現場秩序維持</li> <li>・関係機関及び民間救助隊支援協議</li> </ul> <p>※消防局専担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時・日々報告書作成及び報告</li> <li>・事故收拾状況把握</li> <li>・地域事故対策本部及び関係機関措置事項把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者・負傷者措置事項把握</li> <li>・罹災民収容・救護事項把握</li> <li>・動員自願把握</li> <li>・保証協議支援</li> </ul>

地方においては、人為災害が発生したか、発生するおそれがある場合、災難の予防又は収拾に必要な指揮を効果的にとることができるようにするために、広域自治体にあっては「市・道事故対策本部」が、基礎自治体にあっては「市・郡・区事故対策本部」が設置される。また、当該人為災害と関連して中央事故対策本部が設置された場合には、必ず市・道事故対策本部及び市・郡・区事故対策本部を設置しなければならないとされている。本部長には各々の自治体の長が充てられる。

本部長を補佐する組織として2人の次長が置かれるが、1人には、当該自治体の副団体長(広域自治体にあっては副市長又は副知事、基礎自治体にあっては副市長・副郡守・副区長)が充てられ、もう1人には、管轄区域内に所在する災害管理責任機関として当該人為災害と直接関連を有する機関・団体の長が充てられる。但し、当該人為災害に直接関連を有する機関・団体がない場合には、副団体長である次長1人のみが置かれることになる。また本部の構成員には、本部長が指定する当該自治体所属の公務員のほか、災害管理責任機関からの派遣職員がこれに充てられる。

## 第2節 緊急救救難体制

災害発生時における緊急救救難体制については、人為災害対策を中心に規定した「災難管理法」において定められ、これが自然災害においても適用される形式をとっている。

### 1 中央緊急救救難本部

災害発生時、緊急救救難対策の総括・調整及び緊急救救難活動の指揮・統制等に関する業務を行うため、国家レベルにおいては「中央緊急救救難本部」が設置・運用される。本部長には行政自治部長官が、次長には行政自治部次官が各々就任する。また本部の下には運営委員会が構成され、委員には、行政自治部、国防部、保健福祉部、警察庁その他本部長が必要と認める関係機関の長が推薦する所属公務員及び緊急救救について学識・経験を有する者の中から本部長が委嘱する者が充てられ、委員長には行政自治部次官が当たる。

また中央緊急救救難本部には、緊急救救活動を指揮・統制するため1名の統制官が置かれる。統制官には、行政自治部所属の消防公務員の中から本部長が指名する者(通常は行政自治部消防局長)が充てられる。

### 2 地域緊急救救本部

地方においては、地域別の緊急救救対策の総括調整、当該地域における緊急救救活動の指揮・統制等に関する業務を行うため、広域自治体においては「市・道緊急救救本部」が、基礎自治体においては「市・郡・区緊急救救本部」が各々設

置される。

地域緊急救助本部の本部長には当該自治体の長が、次長には副団体長が就任する。また統制官には、「市・道緊急救助本部」にあっては当該市・道の消防本部長が、「市・郡・区緊急救助本部」にあっては当該市・郡・区を管轄する消防署長が充てられる。なお統制官の下に編成される各班の構成及び担当業務については表 11 及び表 12 のとおりである。

### 3 現場での指揮体制

災害現場での緊急救助活動の現場指揮は、通常、市・郡・区緊急救助本部の統制官(消防署長)が行う。なお現場指揮の内容については以下のとおりである。

- ① 緊急救助機関及び自願奉仕者等に対する業務の付与
- ② 死傷者の応急措置及び医療機関への移送
- ③ 緊急救助に必要な物資の管理
- ④ 現場接近統制、現場周辺の交通整理その他効率的な緊急救助活動のため  
必要な事項

また現場指揮を行う統制官は、現場指揮所を設置・運営することができる。この場合、その対応状況について隨時、市・道緊急救助本部の統制官及び市・郡・区緊急対策本部長に報告しなければならない。

大規模災害が発生し、通常の緊急救助活動では円滑な救助活動が履行できないと統制官が判断した場合には、民間の専門人力及び装備の支援を受け、緊急救助活動を行うことができる。この場合、緊急救助活動に参与する民間の専門人力は、統制官の指揮・統制に従わなければならない。

表 11 市・道救助本部における各班の業務

区分	担当業務	
総括班	現場経理チーム	災難活動運営経費措置、各種費用の会計
	災難情報チーム	災難原因調査・2次災害発生危険把握、情報収集、失踪者申告受付
	状況記録チーム	救助活動・現場指揮所運営状況等総括
	状況報告チーム	状況把握、関係官対策会議の開催
人命管理班	人命探索チーム	探索装備等活用要求調査、位置人数把握
	救助活動チーム	119 救助隊員・軍・警察等支援チーム派遣編成救助
	消防活動チーム	火災鎮圧、揚水作業等支援
	航空救助チーム	ヘリ機動員、地上と空中間の立体的救助活動
整備班	一般整備チーム	救助救難装備、消耗品等現場物資調達管理
	特殊整備チーム	探索装備、重装備、水難装備等特殊装備調達
通信班	無線通信チーム	現場指揮網、活動網、保護網等無線通信網構築
	有線通信チーム	電話、ファックス等有線通信網設置・運営支援
	情報電算チーム	コンピューター設置、電算処理網構成・運営支援
技術支援班	技術支援チーム	建設、土木、ガス、放射能等専門家動員支援
	安全諮問チーム	救助方向判断等支援、安全診断等技術支援
応急医療支援班	総括支援チーム	現場応急医療所設置、緊急医療提供機関との協調等
	医療支援チーム	現場に応急医療所が設置されるまでの死傷者措置
報道支援班	報道支援チーム	報道要員待機所設置、資料配布、報道要員案内
	広報報道チーム	状況ブリーフィング支援、現場状況撮影記録保存
自願奉仕者管理班	登録収集チーム	現地志願者登録配置
	便宜支援チーム	食料・飲料水配給、長期作業時宿泊所管理
	救護活動チーム	毛布、死身保護袋等現場消耗物品の管理配布等

表 12 市・郡・区救助本部における各班の業務

区分	担当業務
総括班	指揮本部運営、指揮本部長補佐 災難原因調査、災害実態把握 消防活動状況把握、2次災害発生危険把握 災害経過の記録、状況報告
情報班	関係資料の確保、対象物実態の把握 人命危険・災害拡大危険把握 各種情報の収集・分析・整理・総括等 死傷者発生要員把握
通信班	現場指揮網、有線無線通信網構築 命令伝達、通信連絡、関係機関間の連絡
広報班	現場状況撮影記録保存 その他マスコミ関連業務
応急医療支援班	現場応急医療所設置、緊急医療提供機関との協調等 現場応急医療所が設置されるまでの死傷者措置
自願奉仕管理班	自願奉仕者の登録受付 民間専門家等による支援隊の管理、消耗物品の管理・配布等

### 第3節 人為災害対策のための計画

人為災害へ対処するための計画は「災難管理計画」と呼ばれ、国家次元で毎年定められる「国家災難管理計画」、またこれらに沿う形で地方自治体において毎年策定される「地域災難管理計画」とがある。

#### 1 国家災難管理計画

国家災難管理計画は、「平時災難(=人為災害)に待備する国家次元の災難管理計画」と規定され、民防衛計画中の人為災害対策のための計画として樹立される。計画の策定の目的としては、

- ① 段階別、部署別災難管理機能の調整・統合・強化
- ② 人為災害の事前予防・待備及び事後收拾・復旧能力の向上
- ③ 人為災害関連部署間の支援・協調体制の強化

が挙げられている。計画の内容は、中央行政機関別の災害予防対策、災害待備対策、災害收拾・復旧対策である。

国家災難管理計画が樹立されるまでの手続きとしては、国務総理室から示達される計画樹立指針に基づき各中央行政機関が部署別計画を樹立し、国務総理室に提出する。なお国務総理室への提出に先立って、行政自治部との協議を要するとされている。その後、中央安全対策委員会の審議を経て計画が確定する。

## 2 地方災難管理計画

地域での人為災害の予防対策、災害待備対策、災害収拾・復旧対策を定めるため、広域自治体においては「市・道災難管理計画」が策定される。国家安全管理計画に従い行政自治部長官から示達される樹立指針に基づき、市長・道知事が毎年作成し、市・道安全対策委員会の審議を経て確定する。

また基礎自治体にあっては、広域自治体の長から示達される樹立指針に基づき、市長・郡守・区長により「市・郡・区災難管理計画」が策定され、市・郡・区安全対策委員会の審議を経て確定される。

## 第4節 人為災害の予防

人為災害対策において最も重要であるのは、災害の発生を未然に防ぐことである。ここでは、その実際例の一つとして、韓国地方自治体が行っている災難管理対象施設に対する指定・管理制度について紹介する。

### 1 地方自治体所管の災難管理対象施設の範囲

表 13 に該当する施設物・建築物については、民間施設も含め、災難管理法等の規定に基づき、年に1回、地方自治体(市道・市郡区)からの一斉調査を受けることとされており、一定の基準に該当する施設物・建築物については、2で述べるように、その危険性の度合いに応じて5段階に分類され、地方自治体からの管理を受けることになる。また地方自治体は必要時に隨時調査を実施することが可能である。

表 13 災難管理対象施設

施設物	・橋梁(20m以上)、陸橋、地下道等で10年以上経過した施設 ・トンネル、地下鉄、軌道、遊園施設、遊渡船(5年以上)の全て ・総工事費100億ウォン以上の大型土木工事場等
建築物	・15年以上経過した共同住宅(アパート・連立住宅)・一般大型建築物(延面積5,000m <sup>2</sup> 以上または11階以上) ・大衆利用建築物(延面積1,000m <sup>2</sup> 以上の販売施設、大衆宿泊施設、総合旅客施設、延面積300m <sup>2</sup> 以上の公演施設・集会施設、床面積1,000m <sup>2</sup> 以上の観覧施設) ・地方公共庁舎、大型建築工事場、広告物、危険物取扱施設等

◇基準に達しない施設であっても、公共性が大きく、災害発生の危険が大きい施設には管理対象に含まれる。

### 2 災難管理対象施設・災難危険施設の指定管理

地方自治体による調査の結果、一定の基準を満たす施設物・建築物については、表のとおり5等級に分類され管理される。このうちA～C級は「重点管理対象施設」と呼ばれ、構造及び状態等に危険要素があるか、利用人口等に鑑み災難

予防のための継続的管理の必要性があると認定されたもので、年に2回以上の安全点検が課せられる。またD級及びE級は「災難危険施設」と呼ばれ、月1回以上の安全点検及び危険要因を解消するための長・短期計画を樹立し推進することが義務付けられる。

なお2000年1月現在の韓国における施設・等級別の災難管理対象施設の現況は表14のとおりである。

表14 施設物の状態による5段階分類基準

区分	等級	状 態
重点 管理 対象 施設	A級	現在は問題点がないが、定期点検が必要な状態 → 安全施設
	B級	軽微な損傷がある程度の良好な状態 → 簡単な補修整備 要
	C級	補助材に損傷がある状態 → 速やかな補強又は一部施設の代替 要
災難 危険 施設	D級	主要材に進展し老朽化又は構造的欠陥がある状態 → 緊急な補修・補強及び使用制限の要否の判断 要
	E級	主要材に深刻な老朽化又は断面損失が発生し、安全性に危険がある状態 → 施設物の使用禁止及び改築 要

表 15 災難管理対象施設 施設別・等級別現況(2000年1月現在)

区分	合計	重点管理対象施設				災難危険施設		
		小計	A級	B級	C級	小計	D級	E級
合計	57,187	55,986	23,764	27,198	5,024	1,201	1,110	91
施設物	小計	9,318	8,808	3,562	4,177	1,069	510	478
	道路施設	7,715	7,207	2,483	3,676	1,048	508	476
	・橋梁	6,222	5,735	1,950	2,867	918	487	456
	・トンネル	100	97	55	39	3	3	2
	・陸橋	378	374	140	210	24	4	4
	・地下道	217	216	56	146	14	1	1
	・堤防、擁壁	314	311	93	162	56	3	3
	・その他施設	484	474	189	252	33	10	10
	地下鉄	550	550	255	295			
	軌道	35	35	22	13			
	遊園施設	134	134	95	39			
	大型土木工事場	635	634	576	51	7	1	1
	中断土木工事場	28	28	17	2	9		
	遊・渡船	81	81	40	41			
建築物	その他施設	140	139	74	60	5	1	1
	小計	47,869	47,178	20,202	23,021	3,955	691	632
	地方公共庁舎	6,679	6,664	3,926	2,527	211	15	14
	共同住宅	20,375	19,859	3,248	13,904	2,707	516	496
	・アパート	12,458	12,149	2,007	8,311	1,831	309	304
	・連立住宅	7,917	7,710	1,241	5,593	876	207	192
	大衆利用建築物	6,266	6,224	3,190	2,720	314	42	37
	・販売施設	2,011	1,973	728	1,006	239	38	34
	・大型宿泊施設	858	857	449	396	12	1	1
	・総合旅客施設	322	322	147	169	6		
	・公演施設	562	560	281	268	11	2	1
	・集会施設	1,646	1,646	1,167	469	10		
	・観覧施設	493	492	249	215	28	1	1
	・総合病院	374	374	169	197	8		
	大型建築物	692	690	230	421	39	2	1
	その他建築物	3,143	3,029	1,165	1,266	598	114	82
	・一般建築物	2,074	1,991	875	809	307	83	54
	・擁壁、石筑	681	659	188	310	161	22	20
	・付帯施設	388	379	102	147	130	9	8
	大型広告物	3,190	3,190	2,638	547	5		
	大型建築工事場	1,681	1,680	1,294	370	16	1	1
	中断建築工事場	569	569	299	215	55		
	危険物取扱施設	5,274	5,273	4,212	1,051	10	1	1
	・ガス	4,451	4,450	3,539	902	9	1	1
	・有毒物	482	482	422	59	1		
	・化学物	341	341	251	90			

## 第5章 民防衛制度の概要

これまで見てきたたように、韓国の防災行政組織は「民防衛制度」の一部として位置付けられている。民防衛制度は日本には存在しない制度であるが、韓国の防災体制を理解する上で、制度の概略を把握しておくことが、その前提として必要となることから、本レポートの最後の章として、その概要について紹介する。

### 1 民防衛の概念

韓国における民防衛制度は、1975年4月のベトナム戦争における南ベトナムの敗北、ラオス、カンボジアの共産化といった、インドシナ半島で起こった事態を教訓とする安全保障的必要性と、都市化・産業化・気象異変等による災難の増加に対処しようとする経済・社会的必要性から、1975年7月、民防衛基本法の制定をもって発足した制度である。前者には、軍事的要因よりは、国家における政治・経済・社会的分裂を防ぐねらいがあり、後者には、国民の安全に対する欲求への対応と経済的損失を最小化していくとの意図がある。

民防衛の定義であるが、「敵の進行、全国または一部地方の安寧と秩序を脅かす災難（民防衛事態）から、国民の生命と財産を保護するため、政府の指導により住民が行わなければならない防空、応急的防災、救助、復旧及び軍事作戦上必要な労働力支援等、一切の自衛的活動」と定められている。

すなわち民防衛は、純粋な民間人が組織を構成し、民間人の生命・財産の保護を目標とする点で「住民自衛活動」であり、敵の軍事的活動から住民の生命・財産を保護しようとする点で「人道的活動」であり、非軍事的当局（国防部ではなく行政自治部）の指揮の下、非戦闘装備を使用して活動を行う点で「非軍事的活動」と言うことができる。

### 2 民防衛隊の組織及び業務

民防衛隊は、住民に最も近い行政単位である邑・面・洞の中で更に細分化される棟・里と呼ばれる地域単位又は職場単位に編制される。その数は約9万8千隊あり、地域隊が全体の約88%、職場隊が約12%の割合を占める。1つの隊の隊員数は、地域隊が最小10名、職場隊が最小20名とされており、その規模にはかなりのばらつきがある。なお韓国最大の民防衛隊は、蔚山現代自動車職場隊で約2万3千人の隊員を擁する。隊長には地域隊では棟長・里長が、職場隊では当該職場の長が務めることになる。

民防衛隊に参加する義務があるのは、20歳から50歳までの男性であるが、女性及び17歳～19歳の男性についても希望により参加することができる。現在、約750万人が民防衛隊に編入されており、これは韓国国民の約16%に相当する。なお、軍人、予備軍人、公益勤務要員（いわゆる兵役等従事者）、学生などは編制対象から除外される。

次に民防衛隊の業務であるが、民防衛基本法施行令に平常時と有事時に分け、

次のように定められている。

○ 平常時

- ・挙動不審者及び民防衛事態等の通報網の管理運営
- ・民防衛教育・訓練
- ・各種災難待避予防活動
- ・非常給水施設、待避所、待避地域及び統制所の設置管理
- ・民防衛警報網の管理及び警報体制の確立
- ・民防衛施設の維持管理等

○ 有事時

- ・警報伝達、住民統制
- ・交通統制、灯火管制
- ・人命救助、医療、消火活動
- ・被害施設物の応急復旧
- ・敵の進行時における軍事作戦に必要な物資の運搬等労力支援
- ・民心安定、戦勝意識の鼓吹等

なお実際に民防衛隊が活用された事例であるが、最近の 10 年間に、毎年 1 回以上の実績があり、前に紹介した 1999 年 7 月末から 8 月初旬に発生した集中豪雨による水害の際にも、9,821 隊 146,000 人が、自発的参加の形で被害復旧作業に参加している。

### 3 民防衛教育・訓練

#### (1) 民防衛教育

民防衛隊員は、民防衛基本法の規定に基づき、民防衛教育及び訓練を受けなければならない。現在、民防衛教育の対象となるのは、民防衛隊編入後 1 年目から 4 年目までの隊員であり、年 2 回合計 8 時間の教育が課せられる。教育内容は、素養、安保教育、戦時・災難待備実技教育であるが、この内実技教育の課程を紹介したものが表 16 である。

なお教育に参加しなかった者に対しては、20 万ウォンの罰金が課せられ、また常習不参加者や教育妨害、代理出席を行った者については、この額が最高 30 万ウォンまで加重される。

表 16 民防衛教育実技教科目

区分	前　期	後　期
1年目	家庭での応急措置法	地震発生時の対処要領
2年目	有害危険物質取扱要領	化学・生物・放射能防護要領
3年目	風水害対処要領	交通安全
4年目	火災の予防と鎮火	電気・ガス安全

## (2) 民防衛訓練

主な民防衛訓練は、民防空訓練、防災訓練及び非常召集訓練の3種類から構成され、年に9回実施される。

「民防空訓練」は、空襲が行われた際の情報伝達・交通統制・事態収拾(人命救助、応急復旧等)訓練及び敵機の識別・対空監視・職場防護をその内容とするもので、3月、6月、8月、11月の年に4回実施され、このうち、8月に行われるものについては、日時を予め指定しない“不時訓練”的形で実施される。交通統制を伴う訓練であることから、民防衛隊員に限らず、外国人も含めほとんど全ての住民が訓練の影響を受けることになる。当初は、年12回の訓練が行われていたが、1989年に年9回に、更に1992年には3回に縮小された。1996年に不時訓練が追加され、現在の形態に至っている。

「防災訓練」は、風水害、地震、火災、雪害、建築物崩壊、大型交通事故、有毒ガスなどの自然災害及び人為災害を想定した訓練を行うもので、4月、5月、9月、10月の年4回、それぞれの災害別に実施される。

また「非常召集訓練」は、応召能力の点検等の目的で、民防衛教育対象者を除く全隊員に対し、年に1回、2~3月の早朝に実施される。地域隊においては30分以内、職場隊においては1時間以内の応召が求められる。

## 参考文献

97 国家安全管理情報システム 構築事業総合計画書	韓国行政自治部 1997 年
災難管理論	ユ・チュン編著 信文社 1999 年 1 月
第 5 次防災計画(99 修正分)	韓国行政自治部 1999 年 7 月
2000 年度防災執行計画	韓国行政自治部 1999 年 11 月
1998 災害年報	韓国行政自治部 1999 年
2000 年国家災難管理計画	韓国国務総理室
1998 災難年鑑	韓国行政自治部 1999 年 12 月
2000 年度主要統計及び資料	韓国行政自治部民防衛災難統制本部 2000 年 3 月
民防衛執行計画 2000	韓国行政自治部 1999 年 11 月

## CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第211号	決算分析でみる日韓地方財政	2000/8/11
第210号	韓国における防災体制について	2000/8/11
第209号	中国の地方行財政制度	2000/7/5
第208号	英国の地方分権	2000/7/5
第207号	英国におけるパートナーシップ	2000/6/22
第206号	英国におけるベストバリュー—From CCT to Best value—	2000/6/22
第205号	タイの地方分権の動きと人材育成	2000/6/22
第204号	シンガポールにおける情報化政策—行政、教育分野の実例を中心に—	2000/6/9
第203号	マレーシアにおける民営化施策—州政府及び地方自治体を中心に—	2000/6/9
第202号	米国における高齢者福祉対策	2000/5/29
第201号	米国の地方団体・州・連邦における行政評価	2000/5/29
第200号	英国における自治体構造改革—スコットランド地域での1996年自治体再編の報告—(第2部)	2000/5/19
第199号	英国における自治体構造改革—スコットランド地域での1996年自治体再編の報告—(第1部)	2000/5/19
第198号	オーストラリアにおける環境保全対策—自治体の取組事例を中心に—	2000/5/19
第197号	行政事務からみたタイの地方自治	2000/4/19
第196号	ラオスの行政制度	2000/3/31
第195号	ロンドンの新しい広域自治体—グレーター・ロンドン・オーソリティーの創設—	2000/3/31
第194号	英国における民間活力導入施策—The Private Finance Initiative —	2000/3/13
第193号	ドイツ地方行政の概要	2000/3/13
第192号	英国の新しい市民参加手法—市民パネル、市民陪審を中心として—	2000/3/13
第191号	インドネシア・バタム島産業地域の開発と地方行政	2000/2/21
第190号	米国の州、地方団体における売上・使用税の概要	2000/1/21
第189号	韓国の地方組織改編について	1999/11/30
第188号	韓国の女性政策について	1999/10/29
第187号	オーストラリアの青少年政策—青少年の生活と直面する諸問題—	1999/10/29
第186号	韓国地方公務員制度について	1999/8/30
第185号	1998年米国中間選挙—米国の選挙制度—	1999/7/21
第184号	メガシティートロントの発足—トロント首都圏の広域合併問題—	1999/3/30
第183号	英国の外部監査制度と監査委員会	1999/3/26
第182号	欧州連合における姉妹都市提携	1999/3/10
第181号	大韓民国の1998年統一地方選挙	1999/3/10
第180号	アメリカにおけるホームルール	1999/3/8
第179号	米国地方政府における競争手法の導入—カーランド・州モンゴメリーカンティの場合	1999/2/15
第178号	韓国の「新都市」について—住宅供給を目的とした街づくり	1999/1/14
第177号	シンガポールの福祉政策	1998/12/3
第176号	イタリアの地方自治	1998/11/20

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください